

浄化槽の設置に係る誓約書

令和元年 5 月 7 日

別府市長

あて

住所 別府市中須賀東町9組
申請者
氏名 別府 一郎

別印

1 私は、次のいずれにも該当しません。

なお、別府市が必要と認める場合には、大分県別府警察署長に照会することについて承諾します。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

※ 別府市では、別府市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

2 私が、別府市中須賀東町9組

に設置する浄化槽に関し、次のことを誓約及び同意します。

(1) 放流に係る紛争又は苦情があった場合は、当事者間で責任をもって解決すること。

(2) 浄化槽法第7条第1項に規定する設置後の水質検査及び同法第11条第1項に規定する年1回の定期検査（いずれも有料）を受検すること。

(3) 浄化槽法第10条の規定による浄化槽の保守点検及び清掃を行うこと。

(4) 別府市が第2号に規定する検査を実施する指定検査機関である公益財団法人大分県環境管理協会に検査の実施に必要な情報を提供し、及び別府市が同協会から検査結果書の写しの提供を受けること。

(5) 設置する浄化槽が、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として、全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けていることを確認するため、別府市が登録浄化槽管理票（C票）の写しを同協議会に送付すること。